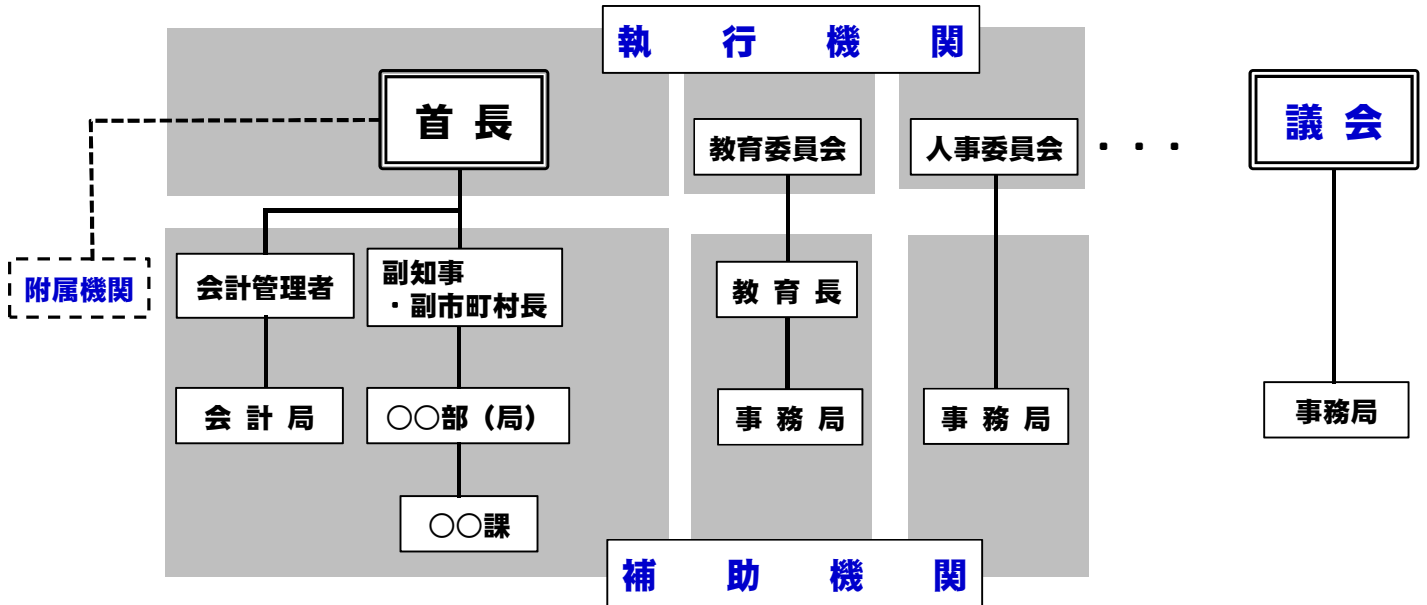


教育長に関する制度の変遷の概要

都道府県					改正等	市町村				
任命方式	適材確保	勤務形態		身分・待遇		任命方式	適材確保	勤務形態		身分・待遇
		兼職	任期					兼職	任期	
教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	一般職	昭和23年 教育委員会法	教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	一般職
	免許制				昭和24年		免許制			
	任用資格制				昭和28年 昭和29年		(昭和27年 市町村への教育委員会の全面設置)	(助役と兼職が可能)	(助役と兼職が可能)	(兼職なら特別職)
							(行政の総合化、財政の効率化等をめぐる論議)			
	任命承認制		任期なし		昭和31年 地方教育行政法	委員のうちから教育委員会が任命	任命承認制	必ず委員と兼ねる	委員として任期制	委員として特別職
				(国の都道府県の役割分担等をめぐる論議)	平成10年 中教審答申等					(都道府県と市町村の役割分担等をめぐる論議)
委員のうちから教育委員会が任命	議会同意制	必ず委員と兼ねる (委員長との兼職は禁止)	委員として任期制	委員として特別職	平成11年 地方分権一括法による改正		議会同意制	必ず委員と兼ねる (委員長との兼職を禁止)		

注) 昭和24年は教育職員免許法、昭和28年は地方自治法の改正、昭和29年は教育職員免許法等の改正。

普通地方公共団体に置かれる機関



議会：

地方公共団体の意思を決定する議決機関。

執行機関：

自らの判断と責任において、事務を管理し及び執行する機関。

例：地方公共団体の長

行政委員会 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会（都道府県のみ）など

補助機関：

執行機関の事務執行を補助するための機関。

例：副知事・副市町村長

会計管理者

職員

公営企業管理者 など

附属機関：

執行機関の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。

例：都道府県防災会議

都市計画審議会 など

行政委員会制度の概要

1. 概要・理念

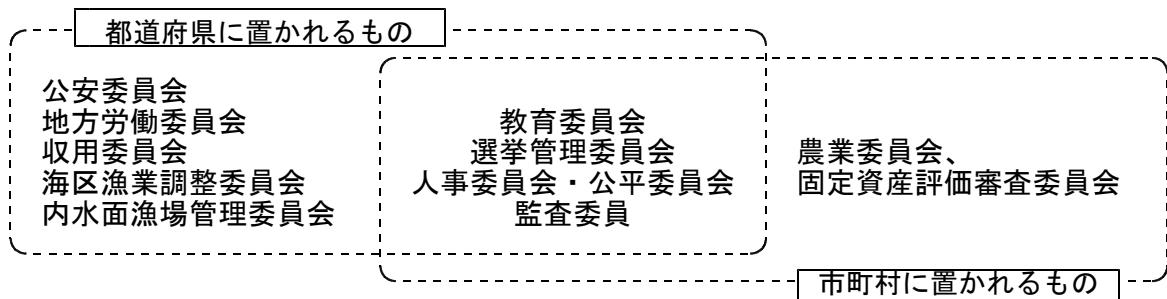
地方公共団体の執行機関としては、公選制による首長のほか、次のような趣旨から、長から独立した地位・権限を有する委員会等が設置されている。(執行機関多元主義)

- ① 1機関への権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期する
- ② それぞれの機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保する(※)
- ③ 住民の参加による機関により行政の民主化を確保する

※中立的運営の確保の例

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 政治的中立性を確保 | : 教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会 |
| (2) 公平、公正な行政を確保 | : 人事委員会・公平委員会、監査委員 |
| (3) 利害関係の調整 | : 地方労働委員会、農業委員会 |
| (4) 審判手続等の慎重さを確保 | : 収用委員会、固定資産評価審査委員会 |

2. 行政委員会の種類



3. 行政委員会の主な特徴

- ① 数人の構成員からなる合議制の機関
- ② 委員の構成について一定の配慮が行われるとともに、委員の身分を保障
- ③ 権限行使について首長から独立性を有し、自らの判断と責任において事務を執行
- ④ 規則制定権を有するほか、審判、裁定等を行う権限を有するものもある

4. 地方公共団体の一体的な行政を確保する仕組み

地方公共団体の執行機関は、長の所轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する機関によって系統的に構成し、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するようにしなければならないものとされている。(地方自治法第138条の3)

制度的には、以下のような仕組みにより保障している。

- ① 予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、委員会は原則として権限を有しない。(地方自治法第180条の6)
- ② 委員会事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、委員会が事務局の局部課の新設等についての規則を制定・変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない。(地方自治法第180条の4)
- ③ 委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する。(地方自治法第221条、第238条の2)
- ④ 首長と委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼職等が可能。(地方自治法第180条の2、第180条の3、第180条の7)

地方公共団体に置かれる行政委員会の比較

設置する 地方公共 団体	機関等	目的等	委 員				
			定 数 等 (※)	要 件・任 命	構 成	任 期	備 考 (中立性等)
都 道 府 県 ・ 市 町 村	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校その他の教育機関の管理 学校の組織編成、教育課程、教科書等、教職員の身分取扱い等に関する事務 社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務 	5人 (条例により、町村は3人以上、都道府県・指定都市は6人以上とすることができる) (ただし、教育長となる場合は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 首長の被選挙権を有し、 人格高潔、教育・学術・文化に関し識見を有する者のうちから 議会同意を得て 首長が任命 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、性別、職業等に著しい偏りがないよう配慮、 保護者が含まれるよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 4年 補欠の委員の任期は前任者の残任期間 再任可能 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の過半数が同一政党に属することはできない すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
	選挙管理委員会	当該地方公共団体、国その他の公共団体の選挙に関する事務	4人	<ul style="list-style-type: none"> 選挙権を有し、 人格高潔、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから 議会が選挙 		<ul style="list-style-type: none"> 4年 補欠の委員の任期は前任者の残任期間 	
	人事委員会 公平委員会	<ul style="list-style-type: none"> 人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等 職員の競争試験、選考 勤務条件に関する措置要求、不利益処分審査 その他 	3人 (人事委員会の委員は、常勤とすることも可能)	<ul style="list-style-type: none"> 人格高潔、地方自治の本旨・民主的で能率的な事務処理に理解を有し、人事行政に関し識見を有する者のうちから 議会同意を得て 首長が選任 		<ul style="list-style-type: none"> 4年 補欠の委員の任期は前任者の残任期間 	<ul style="list-style-type: none"> 委員のうち2人が同一政党に属することはできない すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
	監査委員	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財務に関する事務の執行 地方公共団体の経営に係る事業の管理 	都道府県・25万人以上の市：4人 他の市：2～3人 町村：1人 (識見を有する者から選任されるものに常勤を含む場合もある)	<ul style="list-style-type: none"> 人格高潔、財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者、 及び議員から 議会同意を得て 首長が選任 	議員から選任される者の数は、 ・定数4人の場合 1～2人 ・それ以外は、1人	<ul style="list-style-type: none"> 議員から選任される者：議員の任期 それ以外：4年 	
都 道 府 県	公安委員会	都道府県警察の管理	都道府、指定都市を包含する県(指定県)は5人 その他の県は3人	<ul style="list-style-type: none"> 議会の議員の被選挙権を有し、 任命前5年間に警察・検察の職業的公務員の前歴のない者のうちから 議会同意を得て 知事が任命 	道・府・指定県については、2人は指定都市の議会同意を得て市長が推薦した者	<ul style="list-style-type: none"> 3年 補欠の委員の任期は前任者の残任期間 2回に限り再任可能 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の過半数が同一政党に属することはできない すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
	地方労働委員会	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合の資格に関する証明 不当労働行為に関する調査、審問、命令 労働争議についての斡旋、調停、仲裁 その他労働に関する事務の執行 	東京都：39人 大阪府：33人 北海道、福岡県、神奈川県、愛知県、兵庫県：21人 その他：15人 (※条例で委員6人の増加、公益委員2人以内の常勤化が可能)	<ul style="list-style-type: none"> 使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、 労働者委員は労働組合の推薦に基づき、 公益委員は使用者委員・労働者委員の同意を得て、 知事が任命 	使用者委員、労働者委員、公益委員について、各同数	<ul style="list-style-type: none"> 2年 補欠の委員の任期は前任者の残任期間 再任可能 	公益委員のうち一定数(6/13人～2/5人等)は、同一政党に属することはできない

設置する 地方公共 団体	機関等	目的等	委 員				
			定 数 等 (※)	要 件・任 命	構 成	任 期	備 考 (中立性等)
都 道 府 県	収用委員会	土地の収用に関する採決その他の事務	7人 (ほか、2人以上の予備委員を置かなければならない) (東京都、大阪府、兵庫県は1名の委員を常勤とすることができる)	・法律、経済、行政に関しすぐれた経験・知識を有し、 ・公表の福祉に関し公正な判断が可能な者のうちから ・議会同意を得て ・知事が任命		・3年 ・委員の欠員により就任した予備委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	
	海区漁業調整委員会	・漁業調整のため必要な指示その他の事務 ・海区の区域内の漁業に関する事項の処理	15人 (農林水産大臣が指定する海区については、10人)	(選任による委員) ・学識経験者、公益代表は、知事が選任 (選挙による委員) ・海区に沿う市町村の区域に住所等を有する者で、漁業等に従事するもの間での選挙	・選任による委員 ：学識経験者4人 ：公益代表者2人 ・選挙による委員 9人 (指定海区の場合は、それぞれ3人、1人、6人)	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
	内水面漁場管理委員会	・漁業調整のため必要な指示その他の事務 ・内水面における漁業に関する事項の処理 ・その他	10人 (農林水産大臣は、特定の委員会について別段の定めをすることが可能)	・内水面で漁業を営む者の代表、 ・水産動植物の採捕する者の代表、 ・学識経験者 ・それぞれのうちから知事が選任	・内水面で漁業を営む者の代表 ・水産動植物の採捕する者の代表 ・学識経験者	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
市 町 村	農業委員会	・自作農の創設、維持 ・農地等の利用関係の調整 ・農地の交換分合 ・その他	農地面積等に応じた委員数の範囲内で条例で定める(選挙による委員・最大40人)ほか、選任による委員が複数名 (平成23年10月1日現在の全国平均21.0人)	(選任による委員) ・右記の者ごとに市町村長が選任 (選挙による委員) ・農業委員会の区域に住所等を有する者で、一定面積以上の農地で耕作するもの等の間での選挙	選任による委員については、 ・農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事：1人ずつ ・及び学識経験者：5人以内	・選任による委員は、選挙による委員の任期満了の日まで ・選挙による委員は、3年	
	固定資産評価審査委員会	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務	3人以上	・市町村の住民、市町村税の納税義務がある者 ・又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、 ・議会同意を得て、 ・市町村長が選任		・3年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	

※委員の勤務は、特段の記述がない場合は、非常勤である。

諸外国の地方自治制度

1. 地方自治体が教育事務を実施している国 (アメリカ合衆国・韓国・イギリス)

1. アメリカ合衆国

(1) 地方自治制度

アメリカ合衆国の地方政府 (Local Government) は多様であり、日本のように都道府県・市町村のような画一的な2階層にはなっていない。また、自治体 (Municipality、市町村) が住民によって地方政府形態や議員の選出方法も多様である。

統治機構は、1つの連邦政府、50の州政府のもと、5種類の地方政府が存在している。この区分としては、一般目的の普通地方政府 (General-purpose Local Government) 特定目的の特別地方政府 (Single-purpose Local Government) がある。前者はカウンティ、自治体 (市町村)、タウンの3種類があり、これらは日本の普通地方公共団体に近い。一方、後者には学区 (School District)、特別地区 (Special District) がある。

図表1. 地方政府の種類ごと数

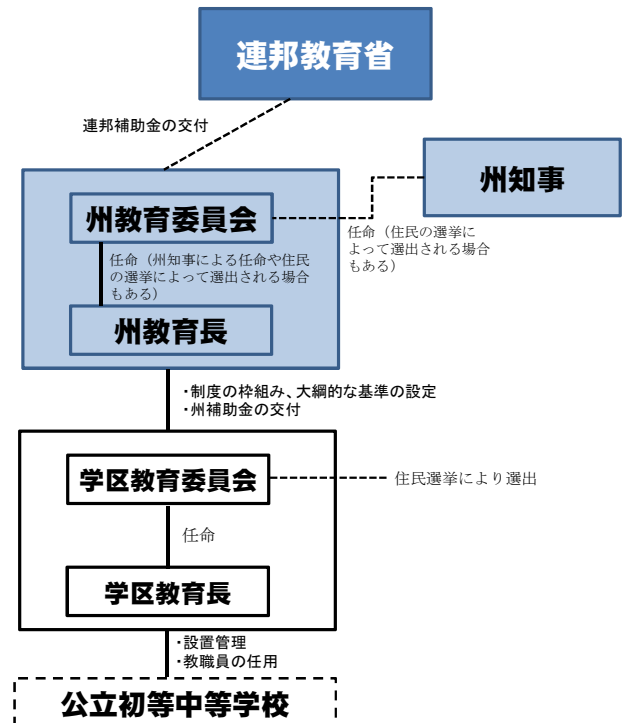
種類	カウンティ(郡)	自治体(市町村)	タウン	学区	特別地区	合計
数	3,304	19,429	16,504	13,506	35,052	87,575

注: Bureau of the Census (U.S. Department of Commerce, Economics and Statistics Administration), Census of Government, Volume 1, Number 1 (Government Organization) より。データは2002年のもの。

(2) 教育行政の仕組

アメリカ合衆国における教育行政は基本的に州の専管事項とされており、各州は州憲法・州法に基づいて州内の教育全般を統轄している。州の初等中等教育行政は、州教育委員会及州教育長を中心に展開されている。州が定める教育方針や制度は、大綱的あるいは必要最低限に定められている場合が多く、これを実施・運用する上で、学区に多くの裁量が委ねられているのが一般的である。なお、州知事と州教育委員会・教育長との関係は様々である(次頁(3)参照)。

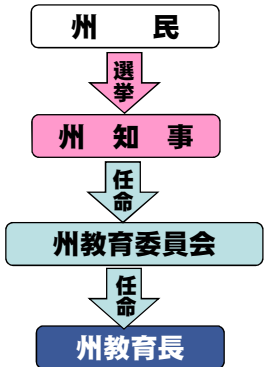
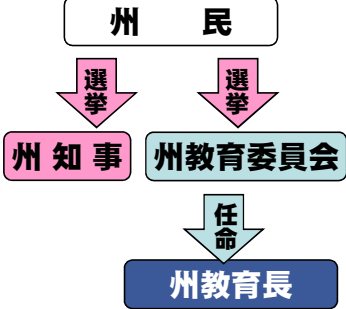
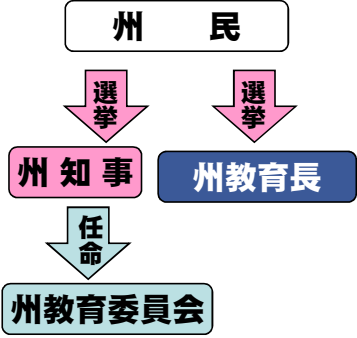
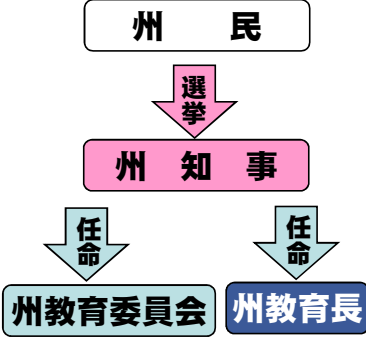
州の下に置かれる学区は、一般行政単位(地方政府)とは別に設定される教育専門の行政単位である。州法によって設けられ、基本的に所管区域内の初等中等教育を中心とする公立学校制度を管理するための権限を付与されている。公立初等中等学校の設置や日常的な維持・管理などの学区行政は、意思決定機関たる学区教育委員会と執行者たる学区教育長によって展開されている。



図表2. アメリカ合衆国の教育行政機構例

(3) アメリカにおける州教育委員会と州教育長の選出・任命

州教育委員会と州教育長の選出・任命のパターンについて、39州は下表の4モデルに分類できる。

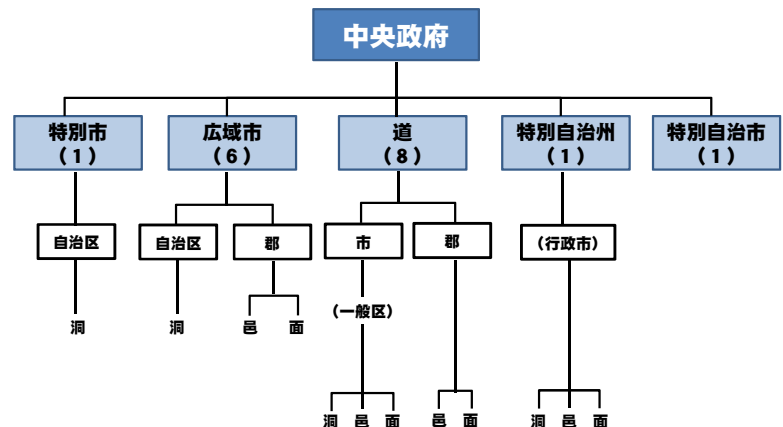
任命・選出のパターン	州名
<p>モデルⅠ</p>  <pre> graph TD A[州 民] -- 選挙 --> B[州 知 事] B -- 任命 --> C[州教育委員会] C -- 任命 --> D[州教育長] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州民投票で選出された州知事が州教育委員会を任命し、州教育委員会が州教育長を任命。 ・ 13州がこのモデルに分類される。 <p>〔アラスカ、アーカンソー、コネチカット※¹ フロリダ、ハワイ、イリノイ、ケンタッキー、メリーランド、マサチューセッツ、ミズーリ、オレゴン、ロードアイランド、ウェストバージニア〕</p> <p>※1. 州教育委員会が州教育長を州知事に推薦し、最終的な任命行為は州知事が行う。</p>
<p>モデルⅡ</p>  <pre> graph TD A[州 民] -- 選挙 --> B[州 知 事] A -- 選挙 --> C[州教育委員会] C -- 任命 --> D[州教育長] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州知事と州教育委員会が州民投票で選出される。このうち、州教育委員会が州教育長を任命。 ・ 6州がこのモデルに分類される。 <p>〔アラバマ、コロラド、カンザス、ミシガン、ネブラスカ、ネバダ、ユタ〕</p>
<p>モデルⅢ</p>  <pre> graph TD A[州 民] -- 選挙 --> B[州 知 事] A -- 選挙 --> C[州教育長] B -- 任命 --> D[州教育委員会] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州教育委員会は州民投票により選出された州知事によって任命される。州教育長は州民投票により選出される。 ・ 9州がこのモデルに分類される。 <p>〔アリゾナ、カリフォルニア、ジョージア、アイダホ、インディアナ※² モンタナ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オクラホマ※²〕</p> <p>※2. 州教育長が州教育委員会の議長を兼ねる。</p>
<p>モデルⅣ</p>  <pre> graph TD A[州 民] -- 選挙 --> B[州 知 事] B -- 任命 --> C[州教育委員会] B -- 任命 --> D[州教育長] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州教育委員会及び州教育長の双方が、州民投票により選出された州知事によって任命される。 ・ 11州がこのモデルに分類される <p>〔デラウェア、アイオワ、メイン、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ペンシルバニア、サウスダコタ、テネシー、バーモント※³ バージニア、ワイオミング※³〕</p> <p>※3. 州教育委員会が州知事に候補者を3名推薦し、その中から州知事が州教育長を任命する。</p>

(出典) NASBE (National Association of State Boards of Education) :*State Education Governance Models (2013)*, March 2013.

2. 韓国

(1) 地方自治制度

韓国には、日本と同じように広域自治体と基礎自治体の2階層の自治体があるが、大都市と地方圏で自治体の制度が異なっている。大都市では特別市（首都ソウル市）、広域市（釜山市など6市）、特別自治市（世宗市）があり、地域圏の広域自治体としては、道（京畿道など8道）と特別自治道（済州）があり、



図表3. 韓国の地方制度

広域自治体と位置づけられている。これらの下に、自治区、郡、市などが置かれ、基礎自治体としての機能を担っている。さらにより小規模な規模の洞、邑、面も置かれているが、これらの役割は申請・苦情を受けるという窓口業務に限定されている。

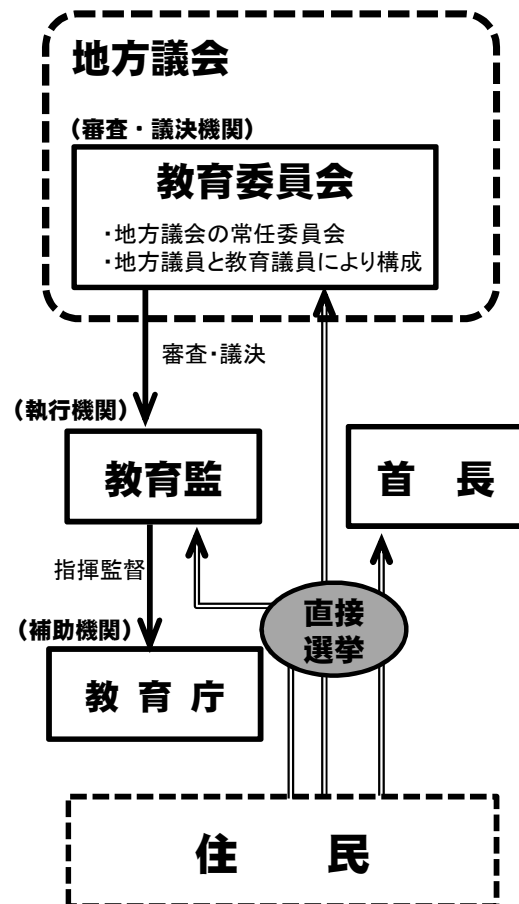
(2) 教育行政の仕組

教育・学芸については、基礎自治体（自治区・郡・市）に権限はなく、広域自治体（特別市、広域市、道など）の事務とされているが、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育委員会と教育監（日本の教育長にあたる）が置かれている。

教育委員会は、教育・学芸に関する議案や請願の審査・議決機関として、地方自治体の議会の常任委員会と位置づけられ、住民の直接選挙で選ばれる議会の議員と教育議員（教育経歴又は教育行政歴を有する者）で構成されている。

これに対し、教育監は住民の直接選挙によって選ばれ、教育・学芸に関する事務の執行機関として首長並みの権限を有し、首長による指揮・監督・調整を受けずに独自にその事務を執行している。そのため、教育監及びその補助機関（教育庁）は同じ地方自治体の機関でありながら、首長の下にある組織とは完全に分離している。

なお、教員はすべて国家公務員である。

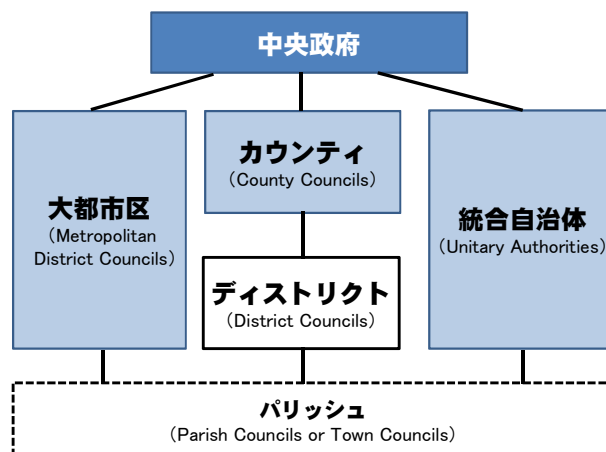


図表4. 韓国の地方教育制度

3. イギリス

(1) 地方自治制度

イギリスの地方自治制度は地域によって異なる。イングランドにおいては、日本の県にあたる「カウンティ (county)」と市町村にあたる「ディストリクト (District)」の2層制が採用されているが、大都市圏では1層制となっている。近年は、カウンティとディストリクトの統合が行われ、「統合自治体 (Unitary Authorities)」による1層制の地域も増えており、1層制と2層制が混在する状況である。また、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドは1層制となっている。



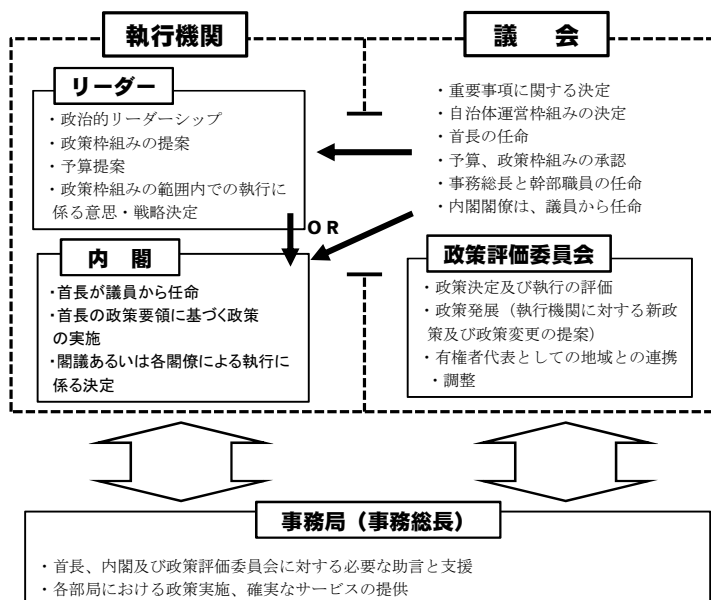
図表5. イングランド（ロンドンを除く）の地方自治体構成

教育を含むほとんどの行政事務は地方自治体が担当しているが、二層制の地方自治体においては、ディストリクトは住宅、ゴミ収集などの限られた事務を行い、教育・社会福祉・道路などの事務はカウンティが担っている。

この他、地域共同体的な性格を持つ、法律上の準自治体として「パリッシュ (Parish)」が置かれている。パリッシュは協会の布教のために設けられた教区に起源を持ち、限定的な行政機能を担うところもある。

(2) 教育行政の仕組

イギリスの地方自治体では従来、行政府は議会の各委員会が執行機関となる議会統治型の類型（いわゆる「委員会制」）であったが、会議に多大な時間が費やされる等の非効率性や、誰が実質的な決定をしているのかが分かりにくい等の透明性の欠如が批判されてきた。この結果、法律が改正され、原則として①議会から選出されたリーダーが率いる内閣が政策決定を行う「リーダーと内閣」制と、②直接公選された首長と議会又は首長により選出された内閣が政策決定を行う「直接公選首長と内閣」制の2種類の自治体構造から選択することが義務付けられている。



図表6. 「リーダーと内閣」制 (Leader and Cabinet) の仕組み

現在は、多くの自治体において①「リーダーと内閣」制が採用されているが、その理由としては、従来の「委員会型」にも近いことや、議員・職員とも特定の者に権限が集中することへの反対が根強いことなどが指摘されている。

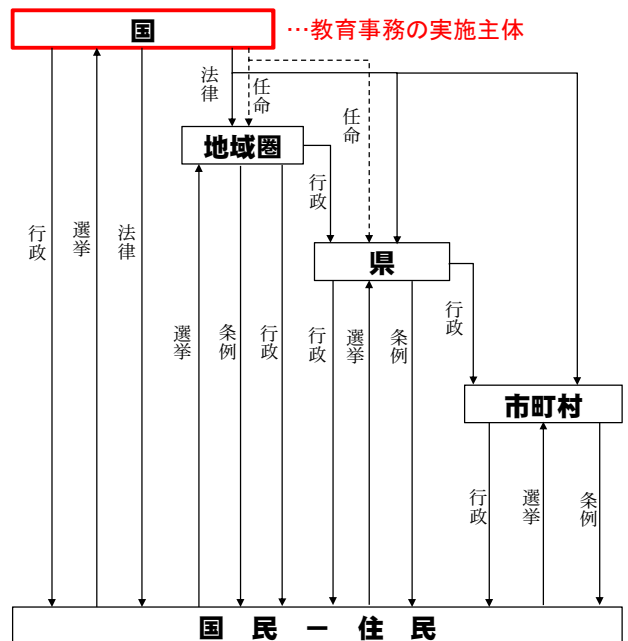
II. 中央政府・州政府が教育事務を実施している国（フランス・ドイツ）

1. フランス

フランスは伝統的に中央集権的な教育行政制度が採用されており、中央に置かれる国民教育省は、例えば初等中等教育について、教育課程の基準の設定から予算・人事まで広範な領域に強大な権限を有している。

地方においては、教育行政に当たる地方自治体（地域圏、県、市町村）の各レベルには国民教育省の出先機関が置かれ、大学区長や大学区国民教育事務局長等が、国民教育省からの命令を受けてその遂行に当たるといった構造となっている。

一方、地方自治体の役割については、物的な条件整備が主になっている。近年は、教育行政についてもいくつかの権限が地方に移譲されているが、継続職業訓練及び見習訓練の実施を除けば、初等中等教育においては地方自治体の役割は、学校の設置・維持、生徒の通学状況の整備などに限られている。



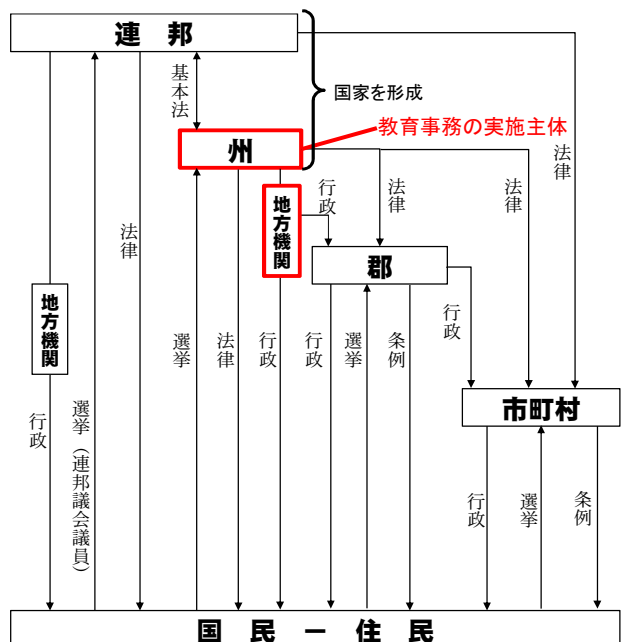
図表7. フランスの統治機構

2. ドイツ

連邦制を採るドイツにおいては、教育の権限は州に属する。各州はそれぞれ文部省を有し、学校制度、義務教育年限を始めとして独自の教育法令を制定し、教育行政を行っている。

ドイツにおいては、就学年齢、学校制度、義務教育年限を始め、各州が独自の教育関係法令を定めている。但し、最低限の共通の枠組みを確保するため、各州文部大臣会議が各州の教育政策の調を行っている。連邦が州に指導・命令することは一般的にはなく、指揮・命令の上下関係はない。

州文部省の権限・役割として共通するのは、学校制度の枠組み、学校教育の目標・内容、教員資格、教育計画などの事項であり、これに基づいて、地方に配置する視学を通じて学校監督を行っている。また、州文部省は、教員人事を所管し、教員は原則的に州の官吏となっており、その人件費は各州が負担している。



図表8. ドイツの統治機構

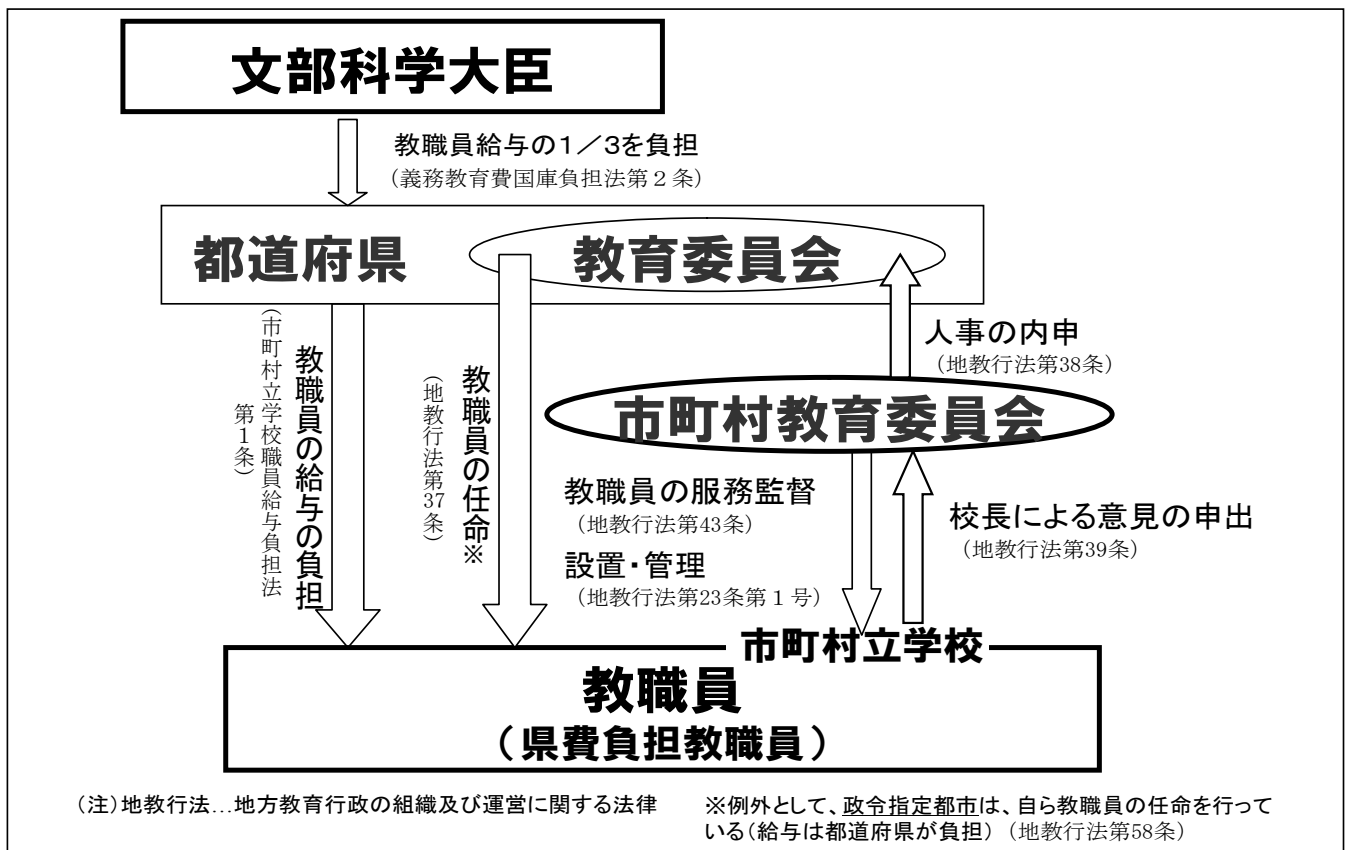
諸外国における教育行政制度

		日本 	アメリカ 	韓国 	イギリス 	フランス 	ドイツ 
教育行政機関 (実施主体)	国	○文部科学省	○連邦教育省	○教育部	○教育省 ○ビジネス革新技能省	○国民教育省 ○高等教育研究省	○連邦教育研究省 (学校外の職業教育及び大学外の研究開発を所管)
	地方	□地方自治体 ・都道府県(47) : 教育委員会 ・市町村(1,742) : 教育委員会	□地方自治体 ・州 : 教育委員会 (50) ・地方 (学区) (13,506) : 教育委員会 ※ 初等中等教育を与える「学区」は、市町村とは別の行政体。	□地方自治体 ・広域市・道 (16) 教育監 : 執行機関 教育委員会 : 諮問機関 ※ 市町村には、教育に関する権限なし。	□地方自治体 ・地方議会 (地方教育当局) (151)	■国の出先機関 ・地域圏レベル (大学区) (28) : 大学区長 ※ 教育全般を与える「大学区」は地域圏とは別の国の教育行政区画。 ・県 (100) レベル : 大学区国民教育事務局長 ・市町村 (36,565) レベル : 国民教育視学官	■州及び州の出先機関 ・州 : 州文部省 (16) ・地方自治体 : 州学務局 (州の出先機関)
	首長の選出方法	首長は直接選挙で選出	○州 : 首長 (州知事) は直接選挙で選出 ○地方 (市町村等) : 首長 (市長等) は通常、直接選挙で選出。一部で議会任命制あるいは議員と行政各部の長を兼ねた理事制を採用するところがある。	首長は直接選挙で選出	3つのパターンがある。 ・地方議会でカウンスルリーダーを選出 (リーダーが地方内閣を組織) ・首長を公選 (首長が地方内閣を組織) ・「首長」を置かず議員による「専門委員会制」を取る。	○地域圏、県では、議員の互選で選出する議長が執行権を有する首長。 ○市町村の首長は、議員の互選で選出。	○州政府は議院内閣制を採用し、州の首相は州議会 (一院制) が選任。 ○地方自治体の首長は直接公選制により選任。

県費負担教職員の人事権の移譲について

1. 県費負担教職員制度について

- 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



2. 市町村立学校の教職員の給与負担と任命権者について

時 期	摘 要	給与負担	任命権者
33年	市町村立小学校教育費国庫補助法 ・国庫補助を拡充 改正小学校令 ・授業料徴収を廃止し、義務教育無償制を実現	市町村、国	
大正7年	市町村義務教育費国庫負担法 ・市町村財政の負担軽減と教育の改善とを目的として教員の俸給の一部を国が負担。	市町村、国	国の機関としての知事
昭和15年	義務教育費国庫負担法 市町村立小学校教員俸給及び旅費の負担に関する件（勅令） ・市町村財政力の不均衡拡大を背景に、定額負担制から実支出額の1/2国庫負担制へ。 ・給与負担を市町村負担から道府県負担へ。	道府県、国	知事
23年度	教育公務員特例法 制定 市町村立学校職員給与負担法 ・給与費等の都道府県負担を制定。	都道府県、国	市町村又はその教育委員会
25年度	義務教育費国庫負担制度の廃止 ・地方財政平衡交付金制度が創設され、これに吸収（昭和24年シャウブ勧告）。	都道府県	”
28年度	義務教育国庫負担法 ・義務教育無償の原則に則り、「国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障する」ため、教職員の給与費等の実支出額の1/2国庫負担。	都道府県、国	市町村教育委員会
31年度	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 制定	”	都道府県、政令指定都市教育委員会

3. 県費負担教職員の人事権移譲に関する検討の経緯

平成17年10月 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」

当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。

また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。

平成17年11月～18年12月 関係者の意見交換（計8回）

- ・移譲に賛成：中核市・特別区・指定都市・市
- ・移譲に反対：都道府県・町村・へき地関係

平成19年3月 中教審答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」

依然として関係者間での意見の隔たりが大きく、全ての市町村において一定水準の人材確保を図る上で支障を生ずる懸念が大きい。

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、引き続き検討していく必要がある。

平成19年6月 改正地教行法成立、公布（施行は平成20年4月）

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の内申に基づき行う。

平成20年5月～ 県費負担教職員の人事権の在り方に関する協議会（文部科学省主宰）

平成19年の中教審答申を踏まえ、関係者間の意見交換を行う。

全8回 ※会議の取りまとめなし。

（構成員）

- ・全国都道府県教育長協議会・全国市町村教育委員会連合会・全国都市教育長協議会・全国町村教育長会・指定都市教育委員、教育長協議会・中核市教育長会・特別区教育長会・全国へき地教育研究連盟の各代表
- ・放送大学教授・筑波大学大学院教授
- ・文部科学省（大臣官房審議官・初等中等教育局初等中等教育企画課長・同財務課長）

平成20年6月 地方分権改革推進要綱（第1次）

都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、給与については、政令指定都市と中核市が負担することで検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。（平成21年度中できるだけ速やかに）

平成22年4月 大阪府知事からの照会（文部科学副大臣回答）

【県費負担教職員の任命権】

- 教職員の適正配置と人事交流の円滑化により、教育水準の維持向上を図るといふ県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することは可能。
- この解釈を踏まえ、大阪府では事務処理特例制度を活用し、平成24年4月から、豊能地区の3市2町で教員人事に関する事務が行われている。

平成22年6月 地域主権戦略大綱（閣議決定）

3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

〔文部科学省〕

- 市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定（市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116））
- * 県費負担教職員の任命権については、条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）による移譲が可能である旨を明らかにしたところである。

平成25年3月義務付け・枠付けの第4次見直しについて（閣議決定）

中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権（地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

平成25年4月 教育再生実行会議 教育委員会制度等の改革について（第二次提言）

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。

4. 県費負担教職員の人事権移譲に関する関係者の意見

(1) 移譲に積極的な意見

中核市教育長会

平成25年度文教に関する国の施策および予算に関する要望（平成24年8月）（抄）

（最重点項目） 中核市及び一定規模をもつ広域圏への県費負担教職員の人事権の早期移譲

全国都市教育長協議会

平成25年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情（平成24年10月）（抄）

（要望事項） 県費負担教職員の人事権を中核市に移譲するための法整備と中核市以外への検討

(2) 移譲に慎重な意見

全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会

平成25年度文教予算に関する特別要望（平成24年11月）（抄）

3 市区町村への権限移譲に係る留意点

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日）において、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を委譲する報告で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの」とされたところであるが、今後とも各都道府県内において一定の教育水準と教育環境を確保する観点から、適切に検討を進めること。

全国町村教育長会

平成25年度文教予算編成及び立法措置に関する要望書（平成24年7月13日）（抄）

（最重点要望） 3 県費負担教職員人事権の現行制度の堅持

教職員の人事権に関しては、全国一律の義務教育水準の確保という観点から、人事の膠着化、教員の格差が生じないように、現行制度を堅持していただきたい。